

個人情報を守るため 9月11日 住民基本台帳ネットワーク システムへの接続を切断

区は、改正住民基本台帳法(改正住基法)に基づき、住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)を8月5日から一部稼働させ、区民のみなさんに「住民票コード通知票」を郵送しました。一方、区としては、国の機関などにおける個人情報の扱いに慎重を期すため、9月から開始される本人確認情報の提供に際して、国へ安全確保策などの照会を行い、9月10日に回答を得ました。この回答を検討した結果、このままでは区民の個人情報保護が十分とは言えないと判断し、9月11日に住基ネットとの接続を切断しました。今号では、住基ネット切断までの区への対応や切断の理由、今後の対応などをお知らせします。

これまでの 区への対応など

これまでの、区への住基ネットに関する対応は、次のとおりです。

- 7月18日：中野区長名で総務大臣および総務大臣に改正
- 8月中旬：住民票コード通知票を区民に郵送
- 9月10日：総務省から回答

住基法の施行延期を要望
 8月5日：改正住基法の施行に伴い住基ネットの一部稼働を開始
 8月14日：住基ネットの安全確保などについて総務大臣に照会
 9月11日：ネットワークを切断、都へ送信データの削除を依頼

切断の理由

住基ネットへの接続を切断することとした理由は次のとおりです。

万全な個人情報の保護のために

中野区長 田中大輔

中野区は住基ネットの前提として、万全な個人情報の保護措置がなされることが必要であるとの立場をとってきました。

しかし、個人情報保護についての法律はいまだに制定されていません。また、区の照会に対する総務大臣からの回答をいただきましたが、提供した区民の個人情報が確実に保護されることが確認できる内容とはなっていません。

地方公務員共済組合などの機関には、近日中に本人確認情報の提供が開始されます。個人情報の安全確保措置が十分に確認できず、プライバシーの侵害の恐れが払拭(ふっしょく)できない中で、個人情報の利用が実際に始まろうとしています。

私は、住民サービスの向上と行政の効率化を目的とした住基ネット自体を否定するものではありません。

しかし、区民の個人情報を守る責務を負う自治体の長として、区民の個人情報保護が保障されない状況のもとでは、住基ネットを切断することもやむを得ないと判断し、今回の切断に至ったものです。

改正住基法の附則で「この法律の施行にあたっては、個人情報の保護に万全を期するため、速やかに、所要の措置を講ずるものとする」と定められています。この「所要の措置」とされる個人情報の保護に関する法律は未成立です。この段階での住基ネットの稼働は、しくみとして十分でないと考えられることから、中野区では、区長名で国に、個人情報保護法が制定されるまで、改正住基法の施行を延期するよう要望しました。しかし、国は当初の予定どおり8月5日に改正住基法を施行しました。



接続先の機関が閲覧できる情報の範囲がどこまでかには、いまのところ不明な部分があることや、情報処理業務の再委託が想定

今号は、「教育だより」を折りこんでいます
 「小径・より道」は休みます

区議会第3回定例会

会期は9月19日(木)~10月22日(火)の34日間で、主に平成13年度の決算について審議する予定です。

- 会議日程
 本会議 = 9月19・20・24日、10月10・22日
 決算特別委員会 = 9月24・25・27・30日、10月1・2・9日
 決算分科会 = 10月3・4・7日
 常任委員会 = 10月15~17日
 特別委員会 = 10月18日
 時間
 原則として午後1時開会。ただし、9月27日~10月2日の決算特別委員会と10月18日の特別委員会の一部は、午前10時開会
 どなたでも傍聴できます
 【問合せ】区議会事務局 / 3階・☎3228 8870



区民課の窓口(区役所)

切断による影響など

今回の切断により、区民のみなさんの生活に大きな不便をおかけすることはないと考えています。住基ネットによる本人確認情報の提供ができなくなり、住民票の添付が必要な場合には無料交付するなど、区民のみなさんへの影響ができる限り少なくするよう努めてまいりますので、どうぞご理解ください。

今後の対応

今後、住基ネット稼働の前提である個人情報保護法が成立するまで、個人情報保護法が制定され、再接続が可能となるまで、事態を慎重に見守ることとします。また、国に対して、個人情報保護法の整備や住基ネットにおける十分な個人情報保護措置を早急に講じるよう求めていきます。